令和８・９年度岩松北地区デマンドタクシー運行業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

１　目的

この要領は、「令和８・９年度岩松北地区デマンドタクシー運行業務委託」の受託者を特定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

２　業務概要

⑴　業務名　令和８・９年度岩松北地区デマンドタクシー運行業務委託

⑵　業務内容

富士市では、地域の暮らしの足を確保するため、地区と協働してコミュニティ交通の運行を行っている。本業務は、岩松北地区まちづくり協議会から市に対して、岩松北地区コミュニティバス「こうめ」の運行形態を「コミュニティバスからデマンドタクシーに変更する」旨のコミュニティ交通運行内容変更申請が提出され、富士市と岩松北地区で協働して計画してきた運行計画案に基づき、実際の運行業務を行うものである。

⑶　履行期間　契約締結日から令和 10 年３月 31 日まで

⑷　運行期間　令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで

３　選定方法

公募型プロポーザル方式

４　担当課（問合せ先）

郵便番号　417-8601　静岡県富士市永田町１丁目 100 番地

富士市都市整備部都市計画課公共交通推進担当（担当　若園、三宮、輿石）

電話番号　0545-55-2904（直通）

ＦＡＸ番号　0545-51-0475

メールアドレス　toshikei@div.city.fuji.shizuoka.jp

５　参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

⑴　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。

⑶　プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、令和８年度富士市競争入札参加資格審査の登録又は申請者であること。

⑷　プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

⑸　次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア　役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ　役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ　前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

⑹　本業務は道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第４条の規定に基づく運行とするため、次に掲げる要件のいずれかに該当する事業者であること。

ア　富士市内に事業所を有し、かつ、一般乗合旅客自動車運送事業者であること。

イ　富士市内に事業所を有し、かつ、商業組合静岡県タクシー協会富士・富士宮支部に所属する一般乗用旅客自動車運送事業者であること。

６　公募開始から契約締結までの日程

本プロポーザルによる受託者特定までの日程は、次のとおりとする。なお、日程は都合により変更する場合がある。

No.	項目	実施日	備考
1	公告	令和８年 11 月　５日（木）	富士市ウェブサイトへの掲載
2	参加表明に関する質問書提出期限	令和８年 11 月　９日（月）午後３時	電子メールのみ受付
3	参加表明に関する質問回答の公表	令和８年 11 月 12 日（木）	富士市ウェブサイトへの掲載
4	参加表明書及び参加資格確認書類提出期限	令和８年 11 月 16 日（月）午後３時	持参又は郵送（受付期限までに必着）による提出

5	参加資格確認結果通知	令和８年 11 月 18 日（水）	電子メールによる通知
6	企画提案書等に関する質問書提出期限	令和８年 11 月 26 日（木）午後３時	電子メールのみ受付
7	企画提案書等に関する質問回答の公表	令和８年 12 月　１日（火）	富士市ウェブサイトへの掲載
8	企画提案書等提出期限	令和８年 12 月　７日（月）午後３時	持参又は郵送（受付期限までに必着）による提出
9	プロポーザル参加辞退届の提出期限	令和８年 12 月　７日（月）午後３時	持参又は郵送（受付期限までに必着）による提出
10	優先交渉権者の特定等結果通知	令和８年 12 月中旬	電子メールによる通知及び富士市ウェブサイトへの掲載
11	契約	令和８年 12 月下旬以降	

７　参加表明に係る質問の受付及び回答

本プロポーザル参加表明に係る質問及び回答については、下記のとおりとする。

⑴　受付期間　　令和８年 11 月５日（木）から同年 11 月９日（月）まで（最終日は、午後３時までとする。）

⑵　受付方法　　質問書に記入の上、電子メールで送付すること。また、質問書を送信した場合、担当課へ電話にてその旨連絡すること。
なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。
メールアドレス　toshikei@div.city.fuji.shizuoka.jp
電話番号　0545-55-2904（直通）

⑶　提出書類　　指定の様式による。

No.	提出書類	様式	提出部数
1	参加表明に関する質問書	様式－１	１部

⑷　質問回答日　令和８年 11 月 12 日（木）

⑸　回答方法　　富士市ウェブサイトに掲載する。

⑹　その他　　質問に対する回答は、令和８・９年度岩松北地区デマンドタクシー運行業務プロポーザル実施要領（以下「本要領」という。）の追加又は修正として取り扱うものとする。

８　参加表明書等の提出

⑴　提出期間　　令和８年 11 月５日（木）から同年 11 月 16 日（月）までの午前８時 30 分から午後５時 15 分まで（最終日は、午後３時までとする。）

⑵　提出先　　富士市都市整備部都市計画課（市庁舎７階北側）

⑶　提出方法　　持参（日曜日、土曜日を除く。）又は郵送（受付期限までに必着のこと。）

⑷　提出書類　　指定の様式による。

No.	提出書類	様式	提出部数
1	プロポーザル参加表明書	様式－２	１部
2	次の事業のいずれかの許可を受けていることがわかる書類の写し（どちらも該当する場合は両方） ・一般乗合旅客自動車運送事業 ・一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業者）	－	１部

９　参加資格要件の確認結果通知

本プロポーザルの「参加資格者」である旨の結果を、令和８年 11 月 18 日（水）に参加表明者全員に電子メールで「プロポーザル参加資格確認結果通知書」により通知する。

参加資格者として選定されなかった理由の説明を求める場合、「プロポーザル参加資格確認結果通知書」を電子メールで送付した翌日から起算して５営業日以内に書面（任意書式）にて行うものとし、請求に対する対応は、書面にて回答するものとする。

10　企画提案書等提出に関する質問の受付及び回答

企画提案書及び仕様書等に関する質問は、提出書類の作成に係るものとし、審査（評価）に係る質問は、受け付けないものとする。

⑴　受付期間　　令和８年 11 月 20 日（金）から同年 11 月 26 日（木）まで（最終日は、午後３時までとする。）

⑵　受付方法　　質問書に記入の上、電子メールで送信すること。また、質問書を送信した場合、担当課へ電話にてその旨連絡すること。
メールアドレス　toshikei@div.city.fuji.shizuoka.jp
電話番号　0545-55-2904（直通）

⑶　提出書類　　指定の様式による。

No.	提出書類	様式	提出部数
1	企画提案書等提出に関する質問書	様式－３	１部

⑷　質問回答日　令和８年 12 月１日（火）

⑸　回答方法　　富士市ウェブサイトに掲載する。

⑹　その他　　質問に対する回答は、本要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

11　企画提案書等の提出

⑴　提出期間　　令和８年 11 月 20 日（金）から同年 12 月７日（月）までの午前８時 30 分から午後５時 15 分まで（最終日は、午後３時までとする。）

⑵　提出先　　富士市都市整備部都市計画課（市庁舎７階北側）

⑶　提出方法　　持参（日曜日及び土曜日を除く。）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）

⑷　提出書類　　指定の様式による。

No.	提出書類	様式	提出部数
1	企画提案書	様式―４	１部
2	企画提案書（内容）	様式―５	７部

⑸　留意事項

ア　企画提案書の提出後における書類の追加、修正及び再提出は原則認めない。

イ　企画提案書の内容は、企画提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。

ウ　提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で二次的な使用は行わない。

エ　書類の作成に用いる言語は日本語とし、企画提案書等の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。

オ　審査委員が、特段の専門知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成すること。なお、やむを得ず専門用語を使用する場合については、一般用語を用いて脚注を付記するなど、審査委員が理解しやすいものとすること。

カ　文字の大きさは、原則として 11 ポイント以上とすること。

12　プロポーザル参加辞退届の提出

参加表明をした者が本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、下記のとおり「プロポーザル参加辞退届」を提出すること。

⑴　提出期限　　令和８年 12 月７日（月）午後３時

⑵　提出先　　富士市都市整備部都市計画課（市庁舎７階北側）

⑶　提出方法　　持参（日曜日及び土曜日を除く。）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）

⑷　提出書類　　指定の様式による。

No.	提出書類	様式	提出部数
1	プロポーザル参加辞退届	様式－６	１部

13　評価項目及び評価基準

企画提案書等に対する評価項目及び評価基準（配点 100 点）は、次のとおりとする。

評価対象	評価項目	評価の着眼点（評価基準）	配点
企画提案書	・運行業務全般 ・運行事業者としての有効性	・業務の理解度、業務に関する現状と課題を把握しているか。	10 点
		・集客拡大策、ＰＲ方法は独創的か。	５点
		・接客、サービスの提案は妥当か。	10 点
		・利用実績、利用者等の調査などの提案は妥当か。	５点
		・具体的で実効性のある提案となっているか。 ・提案内容の妥当性やその他の取組を評価できるか。	10 点
	・安全性の向上	・運行管理体制、車両管理体制及び安全管理体制は整っているか。	５点
		・会社として安全教育環境が整っているか。	５点
		・休息状況及び常務割や労働時間を前提とした運転者の選定計画は妥当か。	５点
	・利用者利便の向上	・事故、損害賠償又は災害時の対応能力は妥当か。	５点
		・高齢者や障害者への配慮又は情報提供の体制は整っているか。	５点
		・苦情対応（処理）体制などが確立されているか。	５点
	・運行経費の低減	・乗合率を高めるための工夫は十分か。	10 点
		・実便の配車に係る経費は安価に抑えられているか。	20 点
		合計	100 点

評価点		採点基準
5	配点×1.00	とても優れている（趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる）
4	配点×0.75	優れている（趣旨以上の効果が期待できる）
3	配点×0.50	普通（趣旨に合致している）
2	配点×0.25	劣る（趣旨に一部合致していない）
1	配点×0.00	著しく劣る（趣旨に合致しておらず、効果を期待できない）

14　審査及び本業務の優先交渉権者の特定等

⑴　審査方法等

ア　企画提案書の審査は、審査委員会で行う。

イ　提出された企画提案書の内容により、審査委員が、本要領 13 で定める「評価の着眼点（評価基準）」に基づき得点を付け、審査委員全員の合計点が最も高い企画提案者を本業務の優先交渉権者として特定する。

ウ　本要領５に定める「参加資格」及び本要領 11 に定める内容を満たさない企画提案書は失格とする。

エ　最も高い点数を得た企画提案者が同一点数で２者以上となった場合は、審査委員

会の審議にて特定する。

オ　適切な提案がない場合（評価基準点の合計点が 50 点未満）には、優先交渉権者として特定せず、全者において適切な提案がない場合は、プロポーザルの手続きを中止することがある。

⑵　審査結果の公表

ア　企画提案者には、「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書」を、令和８年 12 月中旬、電子メールにて送付する。

イ　審査結果については、優先交渉権者及び次点者を、令和８年 12 月中旬に富士市ウェブサイトで公表する。

ウ　審査結果の説明を求める場合、「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書」を送付した翌日から起算して５営業日以内に書面（任意様式）にて行うものとし、請求に対する対応は、書面にて回答するものとする。なお、審査の経緯及び結果に対する異議の申立て並びに合計点及び順位以外の評価内容の開示請求には応じない。

15　契約の締結

⑴　契約交渉

審査の結果、優先交渉権者を特定し、本業務の仕様の協議及び確認等の契約交渉を行う。ただし、下記のいずれかに該当し、優先交渉権者と契約が締結できない場合は、次点者と契約交渉を行う。

ア　優先交渉権者と契約交渉が成立しないとき。

イ　優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。

ウ　その他の理由により優先交渉権者と本契約の締結が不可能となった場合

⑵　契約締結日　令和８年 12 月下旬以降（予定）

16　業務の範囲

本業務の範囲は別紙「特記仕様書」を基本とするが、富士市の判断により契約締結時において、優先交渉権者が企画提案書により行った追加提案等の内容を追加又は変更できることとする。

17　その他（留意事項）

⑴　プロポーザル参加表明書及び企画提案書等が以下に該当する場合は、無効となる場合がある。

ア　提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

イ　指定する様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの

ウ　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ　記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

⑵　失格となる企画提案者

ア　提案内容が以下に該当する場合は、失格とする。

(ｱ)　企画提案書に虚偽の内容を記載した場合

イ　企画提案者が以下に該当する場合は、失格とする場合がある。

(ｱ)　本要領に定める手続き以外の方法により、審査委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接若しくは間接に求めた場合又は不正な行為をしたと認められる場合

(ｲ)　その他審査委員会が不適格と認めた場合

⑶　提出書類の記載内容に関する責任は、企画提案者が負うものとする。

⑷　書類の作成、提出等に係る全ての費用は、参加者の負担とする。

⑸　提出された書類の返却はしないものとする。

⑹　電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。

18　様式一覧【別紙「様式集」参照】

様式番号	様式名	要領の該当箇所	備考
様式－１	参加表明に関する質問書	要領７	
様式－２	プロポーザル参加表明書	要領８	
様式－３	企画提案書等提出に関する質問書	要領 10	
様式―４	企画提案書	要領 11	
様式－５	企画提案書（内容）	要領 11	
様式－６	プロポーザル参加辞退届	要領 12	